

## 4 . 全国国立大学図書館長会議会則

- 1 . ( 名称 ) この会議は、全国国立大学図書館長会議と称する。
- 2 . ( 目的 ) この会議は、国立大学図書館の相互の緊密な連絡と協力により、その振興をはかり、大学の使命達成に寄与するとともに、広く図書館活動に貢献することを目的とする。
- 3 . ( 事業 ) この会議は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - イ . 総会ならびに委員会の開催
  - ロ . その他、この会議の目的達成に必要な事項
- 4 . ( 会員 ) この会議は、国立大学図書館を会員（以下「会員館」という）として組織し、会員館は別に定めるところにより、9地区に分かれる。
- 5 . ( 会議 ) この会議に、総会および委員会を設ける。
  - ( 2 ) 総会および委員会には、館長・部課長・事務長が出席し、その他関係者も出席することが出来る。
  - ( 3 ) 議決は、出席会員館の過半数による。
- 6 . ( 総会 ) 総会は、全会員館をもって構成し、毎年1回委員長館が召集する。
  - ( 2 ) 議長は、総会において選出する。
- 7 . ( 委員会 ) 委員会は、委員長館、委員館、幹事館をもって構成し、毎年すくなくとも2回委員長館が召集する。
- 8 . ( 特別委員会 ) この会議は、特別の事項を調査研究するため、または、その他の必要があるとき、総会の議を経て、特別委員会を設けることができる。
- 9 . ( 役員 ) この会議に、次の役員をおく。

イ . 委員長館	1 館
ロ . 委員館	1 8 館
ハ . 幹事館	若干館
ニ . 監査館	2 館
- 10 . ( 役員の選出 ) 委員館は、各地区より2館(うち1館は地区連絡館とする)を選出し、総会において承認する。
  - ( 2 ) 委員長館は、委員館の互選により選出する。
  - ( 3 ) 幹事館は、委員長館が指名し、総会において承認する。
  - ( 4 ) 監査館は、総会において選出する。
- 11 . ( 役員の任務 ) 委員長館はこの会議を代表し会務を総括する。
  - ( 2 ) 委員館はこの会議の運営にあたる。
  - ( 3 ) 幹事館は会務を執行する。
  - ( 4 ) 監査館は会計を監査する。

- 12.( 役員の任期) 役員の任期は 4 月 1 日に始まり 1 年間とする。ただし再選を妨げない。
- 13.( 会計) この会議の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
- (2) この会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。
- (3) 会費は、年額 5,000 円とする。
- 14.( 事務所) この会議の事務所は、委員長館におく。
- 15.( 会則の改正) この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

#### 附 則

1. この会則は、昭和 41 年 6 月 28 日からこれを施行する。